

資料 1

令和 2 年 壱岐市議会定例会 9 月会議

# 議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第53号関係

壱岐市税条例の一部を改正する条例

【第1条関係】壱岐市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【第2条関係】壱岐市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議案第54号関係

原の辻一支国王都復元公園条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

壱岐市税条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第23条まで (略) (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条から第34条まで (略) (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第12項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、<u>勤労学生控除額</u>、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項</u>及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3から第36条まで (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第23条まで (略) (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条から第34条まで (略) (所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第11項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額</u>、<u>ひとり親控除額</u>、<u>勤労学生控除額</u>、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項</u>及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第34条の3から第36条まで (略)</p>	

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

第36条の3から第53条の12まで (略)  
(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2～7 (略)

8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

第36条の3から第53条の12まで (略)  
(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2～7 (略)

8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施

行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第55条から第86条まで (略)

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 (略)

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、事項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3・4 (略)

第88条から第93条の2まで (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するもの

行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第55条から第86条まで (略)

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 (略)

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3・4 (略)

第88条から第93条の2まで (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するもの

とする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

第95条から第151条まで (略)

#### 附 則

第1条から第3条まで (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第14

とする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

第95条から第151条まで (略)

#### 附 則

第1条から第3条まで (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第14

0条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用す

0条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用す

る場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 (略)

第4条の2から第16条の4まで (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した

る場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 (略)

第4条の2から第16条の4まで (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除



金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

以下 (略)

する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

以下 (略)

壱岐市税条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第18条の4まで (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合において</u>は、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第18条の4まで (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合には</u>、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準</p>	

用する場合を含む。) 、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の

計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<sup>うるう</sup> 閏年  
の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第21条及び第22条 (略)

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第4

用する場合を含む。) 、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこ

れらの規定に定める年当たりの割合は、<sup>うるう</sup> 閏年  
の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第21条及び第22条 (略)

(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の

8条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条から第30条まで (略)  
(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 50,000円
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号においても同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の	

引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条から第30条まで (略)  
(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人	年額 50,000円
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号においても同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の	

法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

(以下略)

(以下略)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月

法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

(以下略)

(以下略)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

第32条から第47条の6まで (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付

4 (略)

第32条から第47条の6まで (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付

すべき法人税割額から控除する。

- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1

すべき法人税割額から控除する。

- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1

項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関

項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 (略)



係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 （略）

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出

出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

1 4 (略)

1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、

力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1 2 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

1 3 (略)

1 4 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 5 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第9項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 6 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、

第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

#### 第49条（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

#### 第50条（略）

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法

第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第9項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

#### 第49条（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

#### 第50条（略）

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（による更正に係るもの）にあつては、当該修正申告書を提出した日

人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

第51条 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

第51条 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2・3 (略)

4 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわら

2・3 (略)

ず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条から第93条の2まで（略）

（たばこ税の課税標準）

第94条（略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3～10（略）

第95条から第151条まで（略）

第53条から第93条の2まで（略）

（たばこ税の課税標準）

第94条（略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3～10（略）

第95条から第151条まで（略）

附 則

第1条から第3条まで (略)  
(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

以 下 (略)

附 則

第1条から第3条まで (略)  
(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

以 下 (略)

原の辻一支国王都復元公園条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p><u>(管理)</u></p> <p>第3条 <u>公園は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。</u></p> <p>(入園又は施設の利用)</p> <p>第4条 <u>公園に入園しようとする者又は同施設の利用者</u> (以下「入園者等」という。) は、<u>管理者が指示した事項に留意し、常に善良な入園者等としての注意をもって観覧又は利用</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、入園者等がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、入園又は利用</u>の中止を命ずることができる。</p> <p>3 <u>市長は、入園者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入園の承認若しくは利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 <u>市長は、前項の規定により入園の承認若しくは利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わないものとする。</u></p> <p><u>(施設の使用料)</u></p> <p>第5条 <u>公園施設の利用者</u> (以下「利用者」という。) は、別表に定める施設の使用料 (以下「使用料」という。) を納入する</p>	<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p><u>(公園の管理)</u></p> <p>第3条 <u>公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、公園を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。</u></p> <p>(入園及び利用)</p> <p>第4条 <u>公園に入園しようとする者及び利用しようとする者</u> (以下「入園者等」という。) は、常に善良な入園者等としての注意をもって<u>利用等</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>指定管理者は、入園者等がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、入園及び利用</u>の中止を命ずることができる。</p> <p>3 <u>指定管理者は、入園者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入園及び利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 <u>指定管理者は、前項の規定により入園及び利用を拒否し、又は利用を中止させた場合において、当該拒否又は中止に伴う損害賠償の責めを負わないものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p>第5条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>公園、その附属設備等の維持及び管理に関すること。</u></p>	



ものとする。

(使用料の減免)

第6条 教育上その他特別の事情により必要があると認める者に対して、市長は、前条の規定にかかわらず、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由のときは、この限りでない。

(管理の代行等)

第8条 市長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）
- (2) 利用の許可等に関すること。
- (3) 前2号に規定する業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつ

(2) 公園の利用の許可等に関すること。

(3) 前2号に規定する業務に付随する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園を有効利用するために必要な業務

(開園日及び開園時間)

第6条 公園の開園日及び開園時間は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可等)

第7条 公園のうち体験広場又はガイダンス施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が第4条第3項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしてはならない。

3 指定管理者は、第1項の規定により許可する場合は、公園の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し及び利用の中止)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

- (1) その利用が、第4条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 前条第4項の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により、許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

ては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。

（利用許可事項の変更等）

第9条 利用者は、第7条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、第7条第1項の規定により許可を受けた利用を中止しようとするときは、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

（利用料金等）

第10条 公園の入園料は、無料とする。

2 公園のうち体験広場又はガイダンス施設の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

3 体験広場の占有利用に係る利用料金は、別表第1に定める金額とし、ガイダンス施設の地域振興室又は体験交流室（以下「貸室」という。）の利用に係る利用料金は、別表第2に定める金額とする。この場合において、地域振興室の一部を利用する場合に限り、利用した面積により同表に定める金額を<sup>あん</sup>按分し利用料金を徴収することができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、体験広場又は貸室の利用に際し、参加料又はこれらに類するものを参加者等から徴収する場合は、同項に規定する利用料金に10割を乗じて得た額を加算した額を上限とし、利用者から利用料金を徴収することができるものとする。

5 ガイダンス施設の附属設備等（貸室の冷暖房装置を除く。）の利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て、別に定めるも

のとする。

6 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。  
(体験料)

第11条 体験に係る利用料金（以下「体験料」という。）は、  
別表第3に定める金額を上限として、市長の承認を得て、指定  
管理者が定めるものとする。

2 体験料は、指定管理者の収入として収受させるものとする。  
(利用料金等の減免)

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の事由があると認め  
るときは、利用料金を減額し、又は免除することができるもの  
とする。

2 指定管理者は、市内の小学生又は中学生が授業の一環として  
体験を行う場合は、体験料を減額し、又は免除することができる  
ものとする。  
(利用料金の還付)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当す  
るときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第8条第5号の規定に該当することを理由として、利用  
の許可を取り消され、又はその利用を中止させられたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない事由により、第9条  
に規定する変更の承認を受けたとき又は中止を届け出たとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、公園の利用を終了したとき又は第8条の規  
定により利用の許可を取り消され、若しくはその利用を中止さ  
せられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 公園を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復  
し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (略)

別表 (第5条関係)

施設名	単位	基本使用料	冷暖房装置使用料
体験交流室	1時間	500円	100円
地域振興室	1月	50,920円	基本使用料に含む。

理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (略)

別表第1 (第10条関係)

占有場所	単位	利用料金 (税込)
体験広場	1日	10,000円

別表第2 (第10条関係)

室名	単位	利用料金 (税込)	冷暖房装置利用料 (税込)
体験交流室	1時間	500円	100円
地域振興室	1月	50,920円	利用料金に含む。

別表第3 (第11条関係)

体験メニュー	体験料 (税込)
火起こし体験	300円
勾玉づくり体験	600円
干支人形絵付け体験	750円
ガラス玉づくり体験	900円
土器づくり体験 (土器焼きを含む。)	1,200円
その他体験メニュー	1,200円

# 令和 2 年度 9 月 1 日 専決補正予算概要

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1. 各会計予算額一覧      | 1   |
| 2. 9月1日専決補正予算の概要 | 2~3 |



吉 岐 市



## 令和2年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	9/1専決補正予算	補正後予算額	
一 般 会 計		27,818,000	10,000	27,828,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,833,105		3,833,105
		診療施設勘定	50,719		50,719
		計	3,883,824		3,883,824
	後期高齢者医療事業特別会計		351,777		351,777
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,732,102		3,732,102
		介護サービス事業勘定	45,378		45,378
		計	3,777,480		3,777,480
	下水道事業特別会計		330,899		330,899
	三島航路事業特別会計		120,889		120,889
	農業機械銀行特別会計		83,574		83,574
合 計		8,548,443		8,548,443	
一般会計、特別会計の合計		36,366,443	10,000	36,376,443	

### ○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	9/1専決補正予算	補正後予算額
水道事業会計	収益的収入	834,969		834,969
	収益的支出	802,154		802,154
	資本的収入	267,810		267,810
	資本的支出	348,332		348,332

## 令和2年度9月1日専決補正予算の概要

### ■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計
7土木費	4港湾費	1港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル管理費	0	10,000	10,000



(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源	事業内容等	所属	予算書 ページ
特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他				
				10,000	■郷ノ浦港ターミナルボーディングブリッジ補修工事 ・郷ノ浦港ボーディングブリッジ先端の張り出し部分を支えている装置（プランマブロック）が腐食等により脱落し使用できなくなっており、早急に復旧させるため補修工事を実施する。	水産課	10～11

## 令和2年度9月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 9月補正予算主要事業一覧	2~7
3. 基金の状況（見込み）	8



高 岐 市



## 令和2年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		27,828,000	405,000	28,233,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,833,105	△ 1,156	3,831,949
		診療施設勘定	50,719		50,719
		計	3,883,824	△ 1,156	3,882,668
	後期高齢者医療事業特別会計		351,777	1,084	352,861
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,732,102	13,024	3,745,126
		介護サービス事業勘定	45,378		45,378
		計	3,777,480	13,024	3,790,504
	下水道事業特別会計		330,899	△ 982	329,917
	三島航路事業特別会計		120,889		120,889
	農業機械銀行特別会計		83,574	13,430	97,004
合 計		8,548,443	25,400	8,573,843	
一般会計、特別会計の合計		36,376,443	430,400	36,806,843	

### ○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	834,969		834,969
	収益的支出	802,154		802,154
	資本的收入	267,810		267,810
	資本的支出	348,332		348,332

令和2年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（総務課）	3,400	38,300	41,700	38,000	0	0	0
							新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（農林課）	11,260	7,550	18,810	7,500	0	0	0
							新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			
3	民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	52,223	9,120	61,343	4,020	4,050	0	0
			子ども・子育て支援事業				子ども子育て支援交付金	放課後児童健全育成事業費補助金		
3	民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	0	8,313	8,313	8,313	0	0	0
			子育て支援見守り強化事業				支援対象児童等見守り強化事業補助金			
5	農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	20,639	16,834	37,473	0	0	0	0
			有害鳥獣被害防止対策事業費							
5	農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	0	25,632	25,632	0	17,587	0	0
			水産業振興総合対策事業費					6次産業化市場規模拡大対策整備交付金		

【各岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 各岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 目標	政策				
300	新規	<p>■離島航空路線確保緊急支援補助金 ・各岐市・対馬市・五島市の3市において、新型コロナウイルスの影響による4月～5月の営業損失額の1/2を支援する。 営業損失額 230,028千円×1/2×1/3=38,300千円</p>	4	3	—	<p>新型コロナウイルスの影響が大きいオリエンタルエアブリッジ(株)の経営安定化を図り離島航空路線を維持するため営業損失額に対する支援を行う。</p>	総務課	22～23
50		<p>■地域肉用牛振興対策事業補助金 ・肥育農家の出荷頭数に応じて、25千円/頭を追加支援する。 25千円×302頭=7,550千円</p>	1	1	各岐市農業振興対策事業費補助金交付要綱	<p>新型コロナウイルスの影響により依然として枝肉価格の低迷が続く、肥育農家の経営を圧迫している状況のため、出荷頭数に応じて追加の支援を行う。</p>	農林課	22～23
1,050		<p>■放課後児童健全育成事業 ・新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業 525千円×6クラブ=3,150千円 補助率：国・県・市 各1/3 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 995千円×6クラブ=5,970千円 補助額：国 495千円×6クラブ 県 500千円×6クラブ</p>	2	1	各岐市放課後児童健全育成クラブ事業実施要綱	<p>新型コロナウイルスの影響に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降、平日において午前中から特別開所するための経費及び感染拡大防止対策を図る事業に対する補助。</p>	こども家庭課	30～31
0	新規	<p>■支援対象児童等見守り強化事業 ・補助基準額 1箇所当たり 8,313千円 補助率：国 10/10</p>	2	1	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱	<p>新型コロナウイルスの影響により、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもの状況を定期的に確認するため、宅食等の支援を通して、子どもの見守り体制の強化を支援することを目的とする。</p>	こども家庭課	30～31
16,834		<p>■タイワンリス捕獲委託料 ・捕獲計画数の増加に伴う捕獲報奨金及び専従捕獲員の人件費増額 当初 20千頭→変更後 40千頭</p>	1	1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律並びに指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例	<p>各岐市内の生態系や農林水産業に係る被害を防止する対策として、有害鳥獣の駆除を実施する。</p>	農林課	36～37
8,045	新規	<p>■6次産業化市場規模拡大対策整備事業 ・全体事業費 45,234千円 急速冷凍用機器 19,800千円 真空包装機 5,714千円 建屋 16,720千円 HACCP取得コンサル費用 3,000千円 補助額：県 35,175千円×1/2 市 32,175千円×1/4</p>	1	2	食料産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱	<p>6次産業化市場規模拡大対策整備交付金を活用し、各岐東部漁業協同組合のカキ輸出に必要な鮮度保持機器、施設等の整備及びHACCP取得により、活カキの鮮度を維持しつつ保存期間が確保され、安定的な供給を行い輸出先を拡大させる。</p>	水産課	38～39

令和2年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
6	商工費	1 商工費	2 商工振興費	共通地域通貨発行事業	27,437	△ 23,303	4,134	0	0	△ 23,303	0
										過疎債ソフト	
6	商工費	1 商工費	4 観光費	誘客多角化等滞在コンテンツ造成事業	0	14,960	14,960	14,960	0	0	0
							誘客多角化等滞在コンテンツ造成実証事業委託金				
9	教育費	2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理費	70,680	13,371	84,051	6,685	0	0	0
							学校保健特別対策事業費補助金				
9	教育費	3 中学校費	1 学校管理費	中学校管理費	21,079	4,000	25,079	2,000	0	0	0
							学校保健特別対策事業費補助金				
9	教育費	4 幼稚園費	1 幼稚園費	幼稚園管理費	5,267	1,530	6,797	1,530	0	0	0
							教育支援体制整備事業費補助金				

【各岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 各岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 目標	政策				
0		■しま共通地域通貨発行業務 新型コロナウイルス感染症の影響による観光客減少に伴う事業費の減。	1	3	—	離島過疎市町村共通のプレミアム付き共通商品券「しまとく通貨」を発行し、離島過疎市町のPR及び誘客、離島過疎市町での消費促進につなげて産業振興や交流人口の拡大に寄与する。	商工 振興 課	40～ 41
0	新規	■各岐島ワーケーションパッケージ創出事業 ①「逆参勤交代構想」に基づきワーケーションの受け入れ（モニターツアー）を行い、効果測定分析により離島テレワークの優位性の検証を行う。 ②本モニターツアーに体験コンテンツを組み込み、withコロナ期における安全な体験の提供方法を検証する。 ③最終的に、テレワーク+体験+宿泊等をセットにしたワーケーションパッケージの旅行商品化により定着させる。  ※来島前後のLAMP法による検査等、感染症拡大防止対策を講じたうえで実施。  補助率：国 10/10 (上限20,000千円)	1	5	—	新型コロナウイルスの影響により、従来の生活様式から変化が急速に進んでおり、これからは国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、地域が一体となって新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を行っていくことが重要であり、withコロナ、afterコロナ期における対策を講じ、観光イベント・観光資源をより安全で集客力の高いものへと磨き上げるために実施される観光庁の実証事業により、各岐市の観光資源の磨き上げを行う。	観光 課	40～ 41
6,686		■学校再開に伴う感染症対策等支援事業 ・学校における感染症対策支援 消毒液、体温計、殺菌消毒機器等の保健衛生用品購入 3密対策としての換気に必要なサーキュレーターの購入及び網戸設置、水道蛇口交換等 ・子どもたちの学習保障支援 分散授業のための電子黒板、投影機購入等 補助率：国 1/2	2	2	学校保健 特別対策 事業費補 助金交付 要綱	各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童・生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、保健衛生用品の追加的な購入や教室における3密対策としての換気機器購入及び分散授業等に必要な備品購入など、学校における感染症対策支援と子どもたちの学習保障支援を行う。	教育 総務 課	44～ 47
2,000		■学校再開に伴う感染症対策等支援事業 ・学校における感染症対策支援 消毒液、体温計、殺菌消毒機器等の保健衛生用品購入 3密対策としての換気に必要なサーキュレーターの購入及び網戸設置、水道蛇口交換等 ・子どもたちの学習保障支援 分散授業のための電子黒板、投影機購入等 補助率：国 1/2	2	2	学校保健 特別対策 事業費補 助金交付 要綱	各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童・生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、保健衛生用品の追加的な購入や教室における3密対策としての換気機器購入及び分散授業等に必要な備品購入など、学校における感染症対策支援と子どもたちの学習保障支援を行う。	教育 総務 課	46～ 47
0		■教育支援体制整備事業 ・新型コロナウイルス感染症対策のための消毒液、体温計及び空気清浄機等の保健衛生用品購入 補助率：国 10/10	2	2	教育支援 体制整備 事業費補 助金	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となるマスク、消毒液、空気清浄機等の保健衛生用品等を購入し幼児教育の質の向上のための環境を整備する。	教育 総務 課	46～ 47



## 令和2年度9月補正予算の主要事業

### ■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他	
10	災害復 旧費	1 農林水 産施設 災害復 旧費	1 農地及 び農業 用施設 災害復 旧費	農地及び農業用施設 災害復旧事業費（現 年災）	61,613	118,810	180,423	0	58,200	0	5,850
								農地及び 農業用施 設災害復 旧費補助 金			農地等災 害復旧費 受益者負 担金
10	災害復 旧費	2 公共土 木施設 災害復 旧費	1 公共土 木施設 災害復 旧費	公共土木施設災害復 旧事業費（現年災補 助）	0	63,000	63,000	50,400	0	12,600	0
								公共土木 施設災害 復旧費負 担金		公共土木 施設等災 害復旧事 業債（補 助）	
10	災害復 旧費	2 公共土 木施設 災害復 旧費	1 公共土 木施設 災害復 旧費	公共土木施設災害復 旧事業費（現年災単 独）	1,513	20,300	21,813	0	0	19,300	0
										公共土木 施設等災 害復旧事 業債（単 独）	

【沓崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 沓岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 目標	政策				
54,760		<b>■農地及び農業用施設災害復旧事業 (補助)</b> 農地 26地区 農業用施設 14地区 <b>(単独)</b> 農地 30地区 農業用施設 41地区	1	1	農林水産 業施設災 害復旧事 業国庫補 助の暫定 措置に関 する法律	7月の梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設の機能を回復させ、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図る。	農林 課	50～ 53
0		<b>■公共土木施設災害復旧工事請負費 (補助)</b> 道路 13箇所 河川 3箇所	4	4	公共土木 施設災害 復旧事業 費国庫負 担法	7月の梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の復旧を行い、施設の安全を確保する。	建設 課	52～ 53
1,000		<b>■公共土木施設災害復旧事業費（現 年災単独）</b> 道路 10箇所 河川 1箇所	4	4	公共土木 施設災害 復旧事業 費国庫負 担法	7月の梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の復旧を行い、施設の安全を確保する。	建設 課	52～ 53

## 基 金 の 状 況 (見込み)

### ○積立基金

(単位：千円)

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度		令和元年度末 現在高	令和2年度(見込み)		令和2年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	1,203,668	292	150,000	1,053,960	290	400,000	654,250
減債基金	1,765,159	247	1,000,000	765,406	782	400,000	366,188
一般会計分							
地域振興基金	315,607	131	184,000	131,738	32	106,700	25,070
地域福祉基金	692,770	0	3,500	689,270	0	2,600	686,670
老人ホーム事業施設整備基金	183,898	19	6,900	177,017	19	24,900	152,136
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	149,116	26	20,000	129,142	34,788	49,200	114,730
沿岸漁業振興基金	51,143	13,431	13,426	51,148	13,455	13,426	51,177
教育振興基金	7,303	1	300	7,004	1	300	6,705
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
特定目的基金							
原の辻遺跡保存整備基金	10,741	1	0	10,742	2	5,000	5,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	802,900	1,562,700
ふるさと応援基金	434,115	379,987	302,100	512,002	400,131	434,680	477,453
過疎地域自立促進特別事業基金	469,859	263,088	225,000	507,947	260,090	27,400	740,637
本庁舎建設基金積立金	150,001	50,015	0	200,016	50,016	0	250,032
学校施設整備基金積立金	150,001	100,042	0	250,043	50,043	0	300,086
苓崎市森林環境譲与税基金	0	3,064	0	3,064	6,439	3,000	6,503
小 計	6,028,734	809,805	755,226	6,083,313	815,016	1,470,106	5,428,223
計	8,997,561	810,344	1,905,226	7,902,679	816,088	2,270,106	6,448,661
特別会計分							
国民健康保険財政調整基金	255,679	26	80,000	175,705	26	80,000	95,731
直営診療所財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金	61,839	7	734	61,112	7	734	60,385
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0			0			0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	21,654	7,843	7,150	22,347	7,843	7,150	23,040
計	339,172	7,876	87,884	259,164	7,876	87,884	179,156
合 計	9,336,733	818,220	1,993,110	8,161,843	823,964	2,357,990	6,627,817

### ○定額運用基金

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度		令和元年度末 現在高	令和2年度(見込み)		令和2年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	0	0	0	0	0	0	0
災害資金貸付基金	20,000	350	350	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	4,000	0	47,566	0	0	47,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	65,566	4,350	350	69,566	0	0	69,566

合計(積立基金+定額運用基金)	9,402,299	822,570	1,993,460	8,231,409	823,964	2,357,990	6,697,383
-----------------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

## 令和元年度

# 各会計決算概要

1. 健全化判断比率等の概要について	1～2
2. 令和元年度実質収支に関する調書	3～4
3. 令和元年度普通会計決算状況カード	5～6
4. 令和元年度における主要施策の成果説明	7～29
5. 令和元年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	30



高 岐 市



# 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3年平均)}} \text{ 標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額  
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額  
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

## 令和元年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		一般会計	国民健康保険事業特別会計		後期高齢者医療 事業特別会計
			事業勘定	直営診療施設勘定	
1 歳	入 総 額	26,475,023	3,905,347	97,535	337,039
2 歳	出 総 額	25,716,470	3,867,245	97,535	334,125
3 歳	入 歳 出 差 引 額	758,553	38,102	0	2,914
4	翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額			
	(2) 繰越明許費繰越額	207,979			
	(3) 事故繰越繰越額	117,353			
	計	325,332	0	0	0
5	実 質 収 支 額	433,221	38,102	0	2,914
6	実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金				

区 分		会 計 名			
		介護保険事業特別会計		下水道事業 特別会計	三島航路事業 特別会計
		介護保険事業勘定	介護サービス事業勘定		
1 歳	入 総 額	3,570,658	63,892	350,446	110,446
2 歳	出 総 額	3,524,693	37,332	350,370	110,446
3 歳	入 歳 出 差 引 額	45,965	26,560	76	0
4	翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額			
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0	0	0	0
5	実 質 収 支 額	45,965	26,560	76	0
6	実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金				



## 令和元年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		農業機械銀行 特別会計			
1 歳 入 総 額		142,015			
2 歳 出 総 額		128,584			
3 歳 入 歳 出 差 引 額		13,431			
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0			
5 実 質 収 支 額		13,431			
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金					

区 分		特別会計合計	一般会計、特別会計合計
1 歳 入 総 額		8,577,378	35,052,401
2 歳 出 総 額		8,450,330	34,166,800
3 歳 入 歳 出 差 引 額		127,048	885,601
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	207,979
	(3) 事故繰越繰越額	0	117,353
	計	0	325,332
5 実 質 収 支 額		127,048	560,269
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金		0	0

# 令和元年度決算状況

都道府県名		長崎県		コード番号	422100	市町村類型	I-1		
				ふりがな	いきし	元年度交付税	種 地		
				市町名	壱岐市	種 地 区 分	1-1		
人 口		面 積	人口密度	人口集中地区	産 業 構 造				
国 調	27年	27,103 人	km <sup>2</sup>	人/km <sup>2</sup>	就 業 人 口	区 分	第 1 次	第 2 次	第 3 次
	22年	29,377 人	139.42	194.40		27年	人	人	人
	17年	31,414 人				国調	%	%	%
	増減率	△ 7.7 % △ 6.5 %	市町村の沿革(合併状況)			20.4	15.0	64.6	
住民 基本 台帳	R2.1.1	26,439 人	平成16年3月1日、次の4町の新設合併により市制施行 郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町			22年	人	人	人
	H31.1.1	26,827 人			国調	%	%	%	
						22.8	16.0	61.2	
区 分		令和元年度	平成30年度	区 分	指 標 等	指定団体等の状況			
1	歳入総額 A	千円 26,564,231	千円 26,797,021	基準財政 需要額	千円 11,148,426	・ 財政再建			
2	歳出総額 B	25,792,248	25,875,622	基準財政 収入額	千円 2,457,933	・ 不交付 ・ 低開発			
3	歳入歳出差引額 A-B C	771,983	921,399	標準財政規模	千円 12,104,245	・ 農工 ○ ・ 産炭			
4	翌年度に繰り越すべき財源 D	325,332	422,109	財政力指数	0.219	・ 法適過疎 ○ ・ 県単過疎			
5	実質収支 C-D E	ア 446,651	イ 499,290	経常収支 比率	※( 97.7 ) % 94.8	・ 離島 ○ (全域・一部)			
	実質収支比率	3.69 %	3.97 %	公債費比率	— %	・ 辺地 ○ (全域・一部)			
6	単年度収支 F	ア-イ △ 52,639	38,772	債務負担行為を 含む公債費比率	— %	・ 半島地域			
7	積立金 G	292	346	起債 制限比率	— %	・ テクノ 事務の共同 処理の状況			
8	繰上償還金 H	366,200	430,812	積立金現在高	千円 7,925,026	・ 消防			
				内訳	財調基金	1,053,960	・ ごみ処理		
				減債基金	765,406	・ し尿処理			
				その他	6,105,660	・ 介護保険			
9	積立金とりくずし額 I	150,000	400,000	地方債現在高	千円 27,756,810	・ 小学校関係			
10	実質単年度収支 F+G+H-I J	163,853	69,930	債務負担行為額	千円 1,033,858	・ 中学校関係			
	収益事業収入額			<財政健全化指標> 実質赤字比率	% —	・ 山林関係			
	徴税费率	% 7.6	% 6.1	連結実質赤字比率	—	・ 火葬場			
				実質公債費比率	6.4	・ 税務事務			
				将来負担比率	38.3	・ その他( )			
一般職員等(普通会計) R2.4.1現在				特別職員					
区 分	職員数 A	給料月額 B	一人当り支給 月額 B/A	区 分	改定実施 年月日	給料(報酬)月額			
一般職員	289 人	千円 91,592	円 316,927	市 町 長	H20.5.1	千円 800 (1人)			
技能労務職員	2	616	308,000	副市町長	H20.5.1	640 (1人)			
教育公務員	28	8,910	318,214	教 育 長	H20.5.1	576 (1人)			
消防職員	63	16,573	263,063	議 会 議 長	H21.8.7	380 (1人)			
臨時職員				議 会 副 議 長	H21.8.7	330 (1人)			
				議 会 議 員	H21.8.7	300 (14人)			
合 計	382	117,691	308,092						
公 営 事 業 等 の 状 況	事業名	法適用の有無	収 支 額	普通会計か らの繰入額	事業名	法適用の有無	収 支 額	普通会計か らの繰入額	
	国民(事業勘定)	有(無)	千円 38,102	千円 355,296	下水道(公共下水)	有(無)	千円 0	千円 76,375	
	国保(直診勘定)	有(無)	0	30,427	下水道(漁業集落)	有(無)	0	45,951	
	後期高齢者医療事業	有(無)	2,914	118,802	三島航路事業	有(無)	0	28,385	
	介護保険(保険勘定)	有(無)	45,965	521,159	水 道 事 業	(有)無	34,011	325,574	
	"(介護サービス勘定)	有(無)	26,560	0					

※「経常収支比率」欄の上段( )は、減税補てん債及び臨時財政対策債を計算式の分母から除いた比率

令和元年度決算状況

都道府県名	長崎県	市町名	杵 岐 市	類型	I - 1
-------	-----	-----	-------	----	-------

歳 入				性 質 別 歳 出				経常収支
区 分	決 算 額	構成比	増減率	区 分	決 算 額	構成比	増減率	比 率
	千円	%	%		千円	%	%	%
地 方 税	2,273,377	8.6	1.4	人 件 費	3,530,600	13.7	△ 10.0	24.8
地 方 譲 与 税	288,926	1.1	0.1	うち				
利 子 割 交 付 金	1,185	0.0	△ 63.3	職 員 給	2,161,064	8.4	0.6	15.4
配 当 割 交 付 金	5,403	0.0	22.6	物 件 費	4,105,778	15.9	5.7	18.6
株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,959	0.0	△ 34.1	維 持 補 修 費	224,112	0.9	18.9	1.4
地 方 消 費 税 交 付 金	469,886	1.8	△ 3.7	扶 助 費	2,944,871	11.4	13.2	7.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,925	0.0	△ 1.6	補 助 費 等	3,150,587	12.2	△ 4.5	8.9
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金				公 債 費	3,196,156	12.4	△ 3.0	22.5
軽 油 ・ 自 動 車 交 付 金	30,088	0.1	△ 48.7	内 元 利 償 還 金	3,194,663	12.4	△ 3.0	22.5
金	6,545	0.0		一 時 借 入 金 利 子	1,493	0.0	58.5	0.0
地 方 交 付 税	9,619,387	36.2	△ 3.3	積 立 金	818,187	3.2	11.8	
内 普 通	8,680,674	32.7	△ 3.7	投 出 資 金 ・ 貸 付 金	50,268	0.2	0.5	0.0
内 特 別	938,713	3.5	1.1	繰 出 金	1,675,753	6.5	△ 3.7	10.8
地 方 特 例 交 付 金	72,134	0.3	1,300.7	前 年 度 繰 上 充 用 金				
小 計 (一 般 財 源)	12,771,815	48.1	△ 2.1	小 計	19,696,312	76.4	△ 0.1	94.8
交 通 安 全 交 付 金	4,277	0.0	△ 7.1	投 資 的 経 費	6,095,936	23.6	△ 1.1	625,383
分 担 金 ・ 負 担 金	178,350	0.7	11.0	うち 人 件 費	76,720	0.3	24.5	76,720
使 用 料	339,214	1.3	△ 18.3	普 通 建 設 事 業 費	5,089,416	19.8	18.3	583,997
手 数 料	212,360	0.8	△ 5.6	補 助	2,026,146	7.9	15.2	117,501
国 庫 支 出 金	2,966,579	11.2	△ 8.0	内 単 独	3,063,270	11.9	20.4	466,496
国 有 提 供 交 付 金				災 害 復 旧 事 業 費	1,006,520	3.9	△ 45.9	41,386
都 道 府 県 支 出 金	2,645,034	9.9	△ 5.9	失 業 対 策 事 業 費				
財 産 収 入	77,881	0.3	△ 22.1					
寄 附 金	380,684	1.4	30.0					
繰 入 金	1,912,376	7.2	△ 10.9					
繰 越 収 入	921,399	3.5	16.7					
諸 収 入	354,362	1.3	△ 6.8					
地 方 債	3,799,900	14.3	18.6					
合 計	26,564,231	100.0	△ 0.9	合 計	25,792,248	100.0	△ 0.3	14,280,774

市 町 村 税					目 的 別 歳 出			
区 分	決 算 額	構成比	増 減 率	基 準 税 額 × 超 過 課 税 分 収 入 済 額	区 分	決 算 額	構成比	増 減 率
	千円	%	%	千円		千円	%	%
普 通 税	2,270,467	99.9	1.3	2,288,895	議 会 費	136,581	0.5	△ 11.4
市 町 村 民 税	914,731	40.3	3.2	931,351	総 務 費	3,766,609	14.6	1.2
内 個 人 分	779,186	34.3	1.3	820,836	民 生 費	5,785,259	22.4	△ 5.7
内 法 人 分	135,545	6.0	15.9	110,515	衛 生 費	2,875,722	11.1	38.8
固 定 資 産 税	1,026,259	45.1	△ 0.5	1,023,916	労 働 費	0	0.0	0.0
内 純 固 定	1,013,617	44.6	△ 0.5	1,011,273	農 林 水 産 業 費	2,392,402	9.3	8.2
内 交 付 金	12,642	0.5	1.0	12,643	商 工 費	1,123,512	4.4	0.2
軽 自 動 車 税	136,143	6.0	4.5	137,352	土 木 費	1,489,327	5.8	△ 1.0
市 町 村 た ば こ 税	193,334	8.5	0.5	196,276	消 防 費	711,038	2.8	△ 38.6
鉬 産 税					教 育 費	3,280,737	12.7	25.8
特 別 土 地 保 有 税					災 害 復 旧 費	1,006,520	3.9	△ 45.9
法 定 外 普 通 税					公 債 費	3,196,156	12.4	△ 3.0
目 的 税	2,910	0.1	23.9	0	諸 支 出 金	28,385	0.1	△ 12.7
内 入 湯 税	2,910	0.1	23.9		前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-
内 事 業 所 税								
内 都 市 計 画 税	0	0.0	0.0					
内 水 利 利 益 税								
法 定 外 目 的 税								
旧 法 に よ る 税								
合 計	2,273,377	100.0	1.4	2,288,895	0			
国 民 健 康 保 険 税	653,220		△ 4.4					
合 計					合 計	25,792,248	100.0	△ 0.3

適 用 税 率 の 状 況				区 分			現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
市 町 村 民 税	均 等 割	円	市 町 村 民 税 法 人 割	①	②	③	%	%	%
個人分	均等割	3,000	均等割	50 千円	120 千円	130 千円	98.6	15.4	93.8
所得割	標準税率に 対する比率	1.0	均等割	400 千円	410 千円	1,750 千円	97.8	10.8	85.3
			均等割	150 千円	3,000 千円	160 千円	98.4	12.1	90.3
			法人税割	12.1 / 100			94.3	13.3	72.2

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	一般管理費	50,765,016	50,765,016	0	0	恵岐市防犯協会連合会補助金 750,000 本庁舎建設基金積立金 50,015,016
	自治公民館費	45,968,000	40,507,010	0	5,460,990	恵岐市コミュニティ施設改修等補助金 2,707,000 安全・安心のまちづくり交付金 8,582,170 自治公民館運営費等交付金 8,214,000 行政協力事務交付金 21,003,840
	まちづくり協議会 費	22,118,000	15,910,158	0	6,207,842	恵岐市まちづくり協議会集落支援員設置業務 12,396,056 新たな地域コミュニティ準備補助金 2,374,602 まちづくり協議会モデル事業地区交付金 1,139,500
	財産管理費	24,703,000	24,132,500	0	570,500	恵岐市個別施設計画策定業務 5,433,000 恵岐市有財産（駐車場）点検業務委託 8,815,400 恵岐市有財産公共下水道接続事業（大谷工場） 改修業務 237,600 改修工事 6,352,500 恵岐市高等職業訓練校下水道接続工事 3,294,000
	企画費	28,003,500	24,387,500	0	3,616,000	恵岐市総合計画策定業務 4,882,000 コミュニティ助成事業 11,600,000 ふれあい交流事業 3,833,500 まちづくり市民力事業 3,772,000 結婚新生活支援事業費補助金 300,000
	交通対策費	69,653,000	69,652,400	0	600	地方バス路線維持対策事業補助金 69,652,400
	ふるさと応援寄附 金	8,000,000	7,999,200	0	800	ふるさと納税マーケティング事業 7,999,200

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
総務費	交通安全対策費	4,239,000	4,224,000	0	15,000	高齢運転者体験型講習会委託料 185,000 岐阜地区交通安全協会補助金 3,927,000 岐阜市幼児交通安全クラブ活動費補助金 112,000	
		112,492,170	107,695,342	0	4,796,828	ウルトラマラソン運営費補助金 12,800,000 岐阜なみらい創りプロジェクト業務 5,280,000 起業家人材育成事業 23,991,000 岐阜市まち・ひと・しごと創生補助金 17,095,000 逆参勤交代事業 1,080,000 定住奨励事業 31,592,000 定住奨励事業補助金【H30繰越】 4,000,000 U I ターン促進短期滞在費補助金 212,900 島外通勤・通学者交通費助成事業 5,175,170 福岡市・九州離島広域連携協議会負担金 6,469,272	
		3,700,000	2,910,000	0	790,000	インバウンドおもてなし向上補助金 462,000 インバウンド対策事業 2,448,000	
	国際化推進費	自治体SDGsモデル事業費	36,014,000	35,959,000	0	55,000	自治体SDGsモデル事業 35,959,000
			3,278,000	0	3,278,000	0	自治体情報セキュリティ強化対策事業【R2へ繰越】 0
		情報管理費	187,287,100	73,665,900	113,621,200	0	庁舎ネットワーク整備(機器等更新) 73,665,900 情報系端末更新【R2へ繰越】 0
			268,841,800	268,841,800	0	0	ケーブルテレビ施設放送・通信機器更新 113,685,000 ケーブルテレビ施設更新設計業務 5,156,800 電気通信システム等移行業務 150,000,000

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	庁舎整備費	628,040,000	621,668,080	0	6,371,920	市役所庁舎耐震改修事業 工事監理業務 工事監理業務【H30繰越】 耐震改修工事 耐震改修工事【H30繰越】
		564,718,000	396,130,661	0	168,587,339	長崎県離島航空路運賃低廉化協議会負担金 離島輸送コスト支援事業（農林） 離島輸送コスト支援事業（水産） 滞在型観光促進事業 滞在型観光割引事業負担金（長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業） 雇用機会拡充事業 しまづくり事業補助金
		104,842,000	96,825,220	0	8,016,780	生活困窮者自立支援事業 障害児福祉手当 障害者福祉医療費 特別障害者手当
		8,400,000	7,783,610	0	616,390	民生委員協議会運営事業
		5,000,000	5,000,000	0	0	民児協・慰霊祭事務局運営費
民生費	社会福祉総務費	920,791,000	896,954,052	0	23,836,948	移動支援費 自立支援医療費 障害者日常生活用具給付費 身体障害者補装具給付費
		7,783,610	7,783,610	0	0	民生委員協議会運営事業
		5,000,000	5,000,000	0	0	社会福祉協議会運営事業費
		8,400,000	7,783,610	0	616,390	民生委員協議会運営事業

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
民生費	障害者自立支援事業費					日中一時支援事業費 40,477,831 障害福祉サービス費 776,519,849 療養介護医療費 10,066,554
	プレミアム付商品券事業費	174,510,000	71,425,526	0	103,084,474	システム改修業務 1,244,000 システム改修業務【H30繰越】 3,266,000 プレミアム付商品券事業 66,915,526
	社会福祉施設費	1,782,000	1,782,000	0	0	芦辺町八幡浦地区生活館空調設備工事 1,782,000
	郷ノ浦デイサービスセンター管理費	7,453,000	7,453,000	0	0	郷ノ浦デイサービスセンター管理業務 7,453,000
	勝本ふれあいセンター「かざはや」管理費	34,452,660	34,452,660	0	0	勝本ふれあいセンター「かざはや」管理業務 34,452,660
	芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理費	23,953,000	23,953,000	0	0	芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理業務 23,953,000
	石田総合福祉センター管理費	13,239,300	13,239,300	0	0	石田総合福祉センター管理費 13,239,300
	老人福祉事業	37,709,800	34,752,220	0	2,957,580	敬老祝金 9,460,000 三島航路乗船カード交付事業 2,101,120 はり灸等券助成(老人) 7,656,600 入湯券助成(老人) 9,173,800 外出支援サービス事業 6,360,700
	介護保険事業費	21,220,000	21,220,000	0	0	介護人材確保対策事業 21,220,000
	後期高齢者医療費	8,768,000	6,496,560	0	2,271,440	健康診査 6,496,560
	児童福祉総務費	70,910,252	63,856,750	0	7,053,502	放課後児童クラブ等育成事業 38,538,495 病児保育事業 9,460,500

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
民生費	児童福祉総務費					ファミリーサポートセンター事業 2,360,000	
						子育て支援事業 1,330,091	
						子育て支援拠点事業 12,167,664	
		児童手当給付費	438,632,890	395,910,000	0	42,722,890	児童手当給付 395,910,000
		児童扶養手当給付 費	187,636,110	187,606,110	0	30,000	児童扶養手当給付 187,606,110
		子どものための教 育・保育給付費	158,784,000	135,707,880	0	23,076,120	小規模保育施設負担金 135,707,880
	衛生費	保健衛生総務費	1,793,000	1,793,000	0	0	食生活改善推進員活動費補助金 1,793,000
		母子保健事業費	3,200,000	1,517,286	0	1,682,714	特定不妊治療費助成金 1,517,286
		健康増進事業費	53,488,274	48,391,436	0	5,096,838	がん検診事業 48,391,436
		一般予防対策費	72,357,000	64,623,017	0	7,733,983	一般予防対策事業 64,623,017
環境衛生費		59,978,667	59,414,933	0	563,734	野犬捕獲業務委託 4,600,200	
						使用済自動車等海上輸送費補助金 1,988,413	
						海岸漂着物回収・運搬・処理事業 52,826,320	
	火葬場管理費	885,131,333	810,675,504	0	74,455,829	火葬場管理費 18,144,884	
						確認申請完成検査手数料【H30繰越】 304,000	
						監理業務【H30繰越】 14,795,000	
						建設工事【H30繰越】 774,414,540	
						備品購入費【H30繰越】 3,017,080	
	清掃総務費	39,611,030	39,215,400	0	395,630	リサイクル報奨金 8,890,800	
						自動車騒音常時監視及び面的評価業務 1,513,600	
						恵岐市リサイクルセンター運営委託 22,563,000	
						水質検査業務委託 6,248,000	



令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
衛生費	塵芥処理費	318,067,668	317,815,528	0	252,140	ごみ袋作製 ごみ袋等取扱業務委託 トレイ等分別作業委託 一般廃棄物処理業務委託（環境管理組合） 古紙類等資源化処理業務委託 不法投棄物撤去処理業務委託	
		2,909,000	2,405,765	0	503,235	たかのぼら憩いの森周辺環境管理費	
		206,298,000	194,695,875	0	11,602,125	クリンセンター管理費	
		43,543,200	40,473,056	0	3,070,144	勝本町自給肥料供給センター管理費	
		155,147,000	145,067,798	0	10,079,202	勝本町自給肥料供給センターパキユーム散布車購入事業【H30繰越】	
		58,485,000	57,395,826	0	1,089,174	汚泥再生処理センター管理費	
		10,200,000	8,647,700	0	1,552,300	水洗便所等改造資金融資利子補助金	
		13,700,000	7,940,000	0	5,760,000	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	
							農地流動化奨励補助金
							新規就農独立支援事業
農林水産 業費	農地保有合理化促進対策費 農業振興事業費					土地基盤整備事業（暗渠排水・小規模基盤整備等）	
						葉たばこ産地維持対策事業	
						園芸ブランド力強化対策事業（ハウス等）	
						ながさき集落営農育成総合支援事業	
						定住促進事業	
					農業経営安定化支援事業		
		7,325,000	6,908,000	0	417,000	担い手育成総合支援協議会補助金	
						1,000,000	

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
農林水産業費	農業経営基盤強化対策費					認定農業者協議会活動費補助金 香岐市担い手サポートセンター補助金	2,908,000 3,000,000
	有害鳥獣被害防止対策事業費	24,410,000	20,559,580	0	3,850,420	有害鳥獣被害防止対策事業(タイワンス駆除) 有害鳥獣被害防止対策事業(イノシシ駆除) 有害鳥獣被害防止対策事業(カラス駆除) 有害鳥獣被害防止対策事業(鹿駆除)	17,455,430 1,293,886 1,397,764 412,500
	猿岩物産館管理費	2,800,000	2,800,000	0	0	猿岩物産館施設等管理業務	2,800,000
	出会の村管理費	28,500,000	28,500,000	0	0	香岐出会の村施設等管理業務	28,500,000
	風民の郷管理費	6,700,000	6,700,000	0	0	香岐風民の郷施設等管理業務	6,700,000
	新構造改善加速化支援事業費	8,369,000	6,278,000	0	2,091,000	新構造改善加速化支援事業	6,278,000
	人・農地プラン関連事業費	7,875,000	7,875,000	0	0	農業次世代人材投資資金事業	7,875,000
	経営所得安定対策費	10,475,000	10,475,000	0	0	経営所得安定対策推進事業	10,475,000
	農地中間管理費	10,000,000	9,862,200	0	137,800	農地中間管理機構地域集積金	9,862,200
	儲かるながさき水田経営育成支援事業	5,660,000	5,660,000	0	0	儲かるながさき水田経営育成支援事業	5,660,000
	担い手確保・経営強化支援事業	6,317,000	6,317,000	0	0	担い手確保・経営強化支援事業	6,317,000
	チャレンジ園芸100億推進事業	2,510,000	2,450,000	0	60,000	チャレンジ園芸100億推進事業	2,450,000
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	7,010,000	5,654,000	0	1,356,000	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	5,654,000
	農業用ハウス強靱化緊急対策事業	4,308,000	3,541,870	0	766,130	農業用ハウス強靱化緊急対策事業	3,541,870
	畜産振興総務費	68,209,280	38,898,200	17,704,000	12,280	香岐牛ブランドPR/発信事業委託料 『香岐牛』維持確保緊急対策事業 地域肉用牛緊急増頭対策事業	5,390,000 12,390,000 11,600,000

## 令和元年度における主要施策の成果説明書

## 1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
農林水産 業費	畜産振興総務費					地域肉用牛活性化プロジェクト推進時事業 近代化施設等設備事業【R2へ繰越】	9,518,200 0
	和牛共進会費	1,600,000	1,350,000	0	250,000	長崎県和牛共進会	1,350,000
	第2堆肥センター 管理費	13,977,000	8,614,080	5,055,600	307,320	機械器具購入費【R2へ繰越】	8,614,080
	畜産事業費	252,846,000	246,465,000	0	6,381,000	長崎県家畜導入事業 長崎県畜産クラスター構築事業 長崎県畜産クラスター構築事業【H30繰越】	26,870,000 97,452,000 122,143,000
	農村整備費	56,047,000	56,047,000	0	0	土地改良区経常経費補助金 干害応急対策事業費補助金	52,696,000 3,351,000
	土地改良施設維持 管理適正化事業費	38,383,000	20,364,500	18,009,000	9,500	土地改良施設維持管理適正化事業測量設計業務委託【R2へ繰越】 土地改良施設維持管理適正化事業工事【R2へ繰越】	781,000 6,721,000
	県営事業費	43,665,000	43,229,309	0	435,691	土地改良施設維持管理適正化事業賦課金 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 県営農業・農村整備事業に係る負担金	4,012,500 8,850,000 43,229,309
	日本型直接支払制 度事業費	337,412,000	336,225,086	0	1,186,914	いさ農村環境保全協議会負担金 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払制度事業交付金 環境保全型農業直接支援対策交付金	2,460,000 119,872,342 194,117,544 19,775,200
	林業総務費	156,000	156,000	0	0	緑の少年団運営費補助金	156,000
	林業振興費	4,144,000	2,776,000	0	1,368,000	ながさき森林づくり担い手対策事業補助金	2,776,000
	森林保全造林事業 費	21,620,000	6,661,600	0	14,958,400	保全松林緊急保護整備事業	6,661,600
	森林病害虫防除費	7,148,000	6,375,860	0	772,140	松くい虫航空防除基地作業委託	1,638,360

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
農林水産 業費	森林病害虫防除費					松くい虫航空防除散布委託 955,800
						松くい虫地上散布委託 3,094,200
						松くい虫薬剤樹幹注入作業委託 687,500
	治山事業費	5,500,000	1,947,000	2,514,000	1,039,000	自然災害防止工事（1件）【R2へ繰越】 1,600,000
						被災住宅等林地災害土砂除去補助金（4件） 347,000
	水産業総務費	20,990,000	18,727,371	0	2,262,629	竹ノ浦アワビ中間育成センター解体工事 6,306,120
						香岐地域栽培漁業推進協議会負担金 12,421,251
	香岐栽培センター 管理費	61,157,000	56,537,534	0	4,619,466	香岐栽培センター管理費 56,537,534
		109,067,000	67,625,387	0	41,441,613	漁業近代化資金等利子補給事業 8,547,453
	水産業振興費					漁場監視活動事業 13,100,000
						漁獲安定共済事業 1,819,479
						漁船近代化機器導入事業 2,017,000
						漁船損害補償事業 4,354,225
						漁業用燃油対策事業 37,000,080
						機根資源回復促進事業 787,150
					離島漁業再生支援交付金 251,403,276	
漁業就業者確保 育成総合対策事業	272,047,000	251,403,276	0	20,643,724	担い手体験取組事業 1,415,218	
	19,377,100	16,288,246	0	3,088,854	受け皿づくり事業 565,028	
					技術習得支援事業 4,670,000	
水産多面的機能発 揮対策支援事業	1,899,000	1,744,932	0	154,068	認定漁業者支援事業 9,638,000	
	364,301,000	241,405,680	121,876,100	1,019,220	水産多面的機能発揮対策地域協議会負担金 1,744,932	
水産基盤整備事業 費					漁村再生交付金事業	

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
農林水産 業費	水産基盤整備事業 費					調査業務 680,400 インフラ等整備工事【H30繰越】 37,043,880 インフラ等整備工事【R2へ繰越】 120,511,900 水産物供給基盤機能保全事業 調査業務 726,000 調査設計業務 456,500 調査設計業務【H30繰越】 9,044,000 計画変更・更新業務 935,000 インフラ等改修工事【R2へ繰越】 72,008,000	
商工費	商工振興費	358,799,500	330,008,659	0	28,790,841	Power-To-Gas 実用化実証システム導入調査・設計 18,700,000 郷ノ浦祇園山笠振興会事業補助金 1,080,000 商工業振興資金利子補給補助金 2,545,782 商工会運営費補助金 11,898,000 商工業振興イベント補助金（一支国幼児相撲大会事業） 490,000 商工業まつり事業補助金 3,433,000 企業立地促進事業補助金 4,820,000 ふるさと就職支援事業補助金 11,130,000 商工業振興預託金事業貸付金 50,000,000 各岐市産業支援センター運営費等補助金 33,994,736 各岐市ふるさと商社運営費等補助金 33,592,379 しま共通地域通貨発行業務委託料 100,482,000 マリパル各岐指定管理委託料 5,177,500	

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明			
				翌年度へ 繰越額	不用額				
商工費	商工振興費					マリノパル杵岐施設設備等解体撤去工事	3,190,000		
						杵岐物産品販売促進事業補助金	612,070		
						諏訪市物産展事業補助金	765,000		
						朝来市交流促進事業補助金	765,000		
						観光・物産プロモーション事業	6,048,000		
						杵岐産品海外展開支援事業	660,000		
						戦略産品輸送経費支援事業	40,625,192		
				151,865,532	151,865,532	0	3,001,468	計画策定業務（杵岐湯本温泉国民保養温泉地計画（案）検討業務）	4,950,000
								観光案内業務	10,409,500
								ラッピングバスによる杵岐宣伝業務	1,025,200
								杵岐夜神楽「文化遺産の舞」公演事業	991,900
								杵岐行き観光サポーター事業	300,000
								大型客船入港歓迎セレモニー事業	150,000
						令和ゆかりの地情報発信事業	1,140,480		
						花火大会補助金	1,768,000		
						海開き行事補助金	166,696		
						勝本港まつり事業補助金	224,000		
						ツインズビーチフェスティバル事業補助金	336,000		
						清石浜夏夢祭事業補助金	238,000		
						伝統行事保存会事業補助金	340,000		
						湯本温泉港まつり事業補助金	272,000		
						コンベンション開催助成金事業補助金	50,000		

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
商工費	観光振興費					徳岐行き教育旅行手荷物配送支援事業補助金 406,600 滞在型観光誘客促進事業補助金 178,000 LIGHT UP NIPPON IKI ISLAND事業補助金 200,000 徳岐の自然を守る会 運営費補助金 567,000 徳岐島誘客加速化連携事業 23,044,726 徳岐島デジタルプロモーション強化事業 11,807,730 まち・ひと・しごと創生補助金（徳岐市宿泊施設等魅力向上支援補助金） 24,964,000 島外スポーツ団体誘致事業 8,117,000 徳岐行き教育旅行推進事業 8,586,700 徳岐市観光連盟運営費補助金 44,287,000 イベント振興事業補助金（サイクル・マラソン） 7,345,000	
		200,887,943	157,244,930	35,468,200	8,174,813	徳岐市海水浴場及びキャンプ場監視業務 15,962,400 観光案内板整備改修工事 1,155,000 サンドーム徳岐屋内競技場等管理業務 1,817,030 サンドーム徳岐公衆便所浄化槽設置工事 3,707,000 国民宿舎徳岐島荘温泉設備改修工事費 2,052,600 イルカパーク指定管理料 24,948,000 徳岐島リゾートプロジェクト事業 46,426,800 まち・ひと・しごと創生補助金（徳岐島リゾートプロジェクト） 57,200,000 筒城浜ふれあい広場指定管理料 2,570,000 筒城浜海水浴場背後地清掃管理 1,406,100	
		12,210,000	11,657,600	0	552,400	ラジオ活用発信・誘客拡大事業 10,340,000	

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
商工費	福岡事務所費					杵岐焼酎PR事業	1,317,600
土木費	道路維持費	229,411,684	213,592,000	14,000,000	1,819,684	道路維持補修事業 維持修繕料 環境管理業務委託 維持補修工事【H30繰越】 維持補修工事【R2へ繰越】 維持管理業務補助金	49,112,400 19,980,000 52,689,700 74,948,200 16,861,700
	道路橋りょう新設 改良費	806,189,520	533,791,472	267,699,240	4,698,808	道路改良費(補助) 1 級市道住吉湯ノ本線道路改良工事【H30繰越】 1 級市道黒崎線道路改良工事【H30繰越】 1 級市道初山中央線交通安全施設整備工事【H30繰越】 1 級市道釘ノ尾塩谷線道路防災安全工事(法面工)【H30繰越】 1 級市道住吉湯ノ本線道路改良工事【R2へ繰越】 1 級市道黒崎線道路改良工事【R2へ繰越】 2 級市道丘中田大久保線交通安全施設整備工事【R2へ繰越】 1 級市道初山中央線他5路線交通安全施設整備工事【R2へ繰越】 1 級市道釘ノ尾塩谷線他10線道路防災安全工事【R2へ繰越】 道路舗装定期点検 道路法面定期点検 道路改良費(単独) 市道先畑線局部改良工事【H30繰越】 市道徳命小坂線局部改良工事【H30繰越】	40,373,860 9,494,960 6,982,480 13,289,760 3,097,764 36,125,690 7,632,900 26,816,600 23,166,020 10,498,400 13,810,500 1,492,880 3,547,800



令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
土木費	道路橋りょう新設 改良費					市道菓子田線局部改良工事【H30繰越】	3,591,000
						市道獅子の子坂1号線局部改良工事【H30繰越】	2,782,000
						1級市道芦辺浦中央線道路防災安全工事【H30繰越】	3,630,000
						橋梁補修工事【H30繰越】	4,216,320
						市道小場2号線局部改良工事【R2へ繰越】	0
						市道津保美1号線局部改良工事	4,716,800
						市道獅子の子坂1号線局部改良工事	5,520,400
						2級市道住吉山信線局部改良工事	6,322,800
						市道住吉しめノ元線局部改良工事	4,912,600
						1級市道錦線局部改良工事	6,095,100
						市道前目1号線局部改良工事	9,614,000
						市道烏山手久多1号線舗装工事【R2へ繰越】	2,400,000
						橋梁補修工事	6,233,680
						市道先畑線局部改良工事	5,255,600
						市道宇土4号線局部改良工事【R2へ繰越】	4,332,388
				市道菓子田線局部改良工事	3,319,760		
				市道水畑線局部改良工事【R2へ繰越】	1,512,078		
				市道杉山線局部改良工事	13,431,000		
				市道藤勢1号線局部改良工事	1,960,200		
				1級市道新城諸津線道路改良工事	9,616,200		
				2級市道流湯岳線局部改良工事	5,611,100		
				市道郡線局部改良工事	1,375,229		

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
土木費	道路橋りょう新設 改良費					1 級市道新郷ノ浦港線点検業務 道路改良費（起債） 210,100	
						2 級市道谷江本線道路改良工事【H30繰越】 21,714,000	
						1 級市道本村神里線道路改良工事【H30繰越】 33,254,980	
						1 級市道土肥田線道路改良工事【H30繰越】 31,389,940	
						市道西中線道路改良工事【H30繰越】 15,124,920	
						2 級市道諸吉須気線舗装補修工事【H30繰越】 7,433,640	
						1 級市道本村神里線道路改良工事【R2へ繰越】 14,472,700	
						1 級市道土肥田線道路改良工事 12,208,060	
						市道西中線道路改良工事【R2へ繰越】 22,366,600	
						1 級市道山崎線道路改良工事【R2へ繰越】 18,204,763	
						1 級市道深江筒城線道路改良工事【R2へ繰越】 17,300,000	
						1 級市道住吉船橋線道路改良工事 10,675,500	
						2 級市道谷江本線道路改良工事【R2へ繰越】 537,800	
						市道射通川線舗装補修工事【R2へ繰越】 15,672,800	
						地方改善事業 八幡地区地方改善施設整備工事 10,447,800	
	県営事業費	3,657,000	3,656,250	0	750	県営事業費負担金 3,656,250	
	河川管理費	9,174,000	8,939,700	0	234,300	河川台帳整備業務 8,939,700	
	県営事業費	293,000	292,800	0	200	県営自然災害防止事業負担金 292,800	
	急傾斜地崩壊対策 事業	49,373,800	48,926,200	0	447,600	補助事業 292,800	

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
土木費	急傾斜地崩壊対策 事業					若宮地区急傾斜地崩壊防止対策工事測量設計業務 1,166,400	
						木落地区急傾斜地崩壊防止対策工事 20,858,200	
						木落地区急傾斜地崩壊防止対策工事【H30繰越】 単独事業 11,767,000	
						久喜地区急傾斜地崩壊防止対策工事 10,170,600	
						県営事業負担金 4,964,000	
						県営道路整備事業負担金 4,964,000	
			4,000,000	4,000,000	0	0	勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金 4,000,000
			54,223,000	50,799,375	0	3,423,625	施設管理委託料 13,589,675
							維持補修工事 37,209,700
			27,000,000	25,515,000	0	1,485,000	住宅リフォーム支援事業 19,915,000
							老朽危険家屋除却支援事業 2,000,000
							3世代同居・近居促進事業 3,600,000
		住宅建設費	300,955,000	121,880,940	178,460,000	614,060	大久保団地建替事業 946,080
						測量業務 5,586,900	
						設計業務 429,000	
						大久保団地9棟改修工事 8,864,900	
						監理業務 6,293,100	
						屋根及び外壁等改修工事 777,600	
						下水道接続等改修工事 777,600	
						大久保団地10棟改修工事設計業務 880,000	
						安泊団地1-B棟改修工事設計業務 880,000	

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
土木費	住宅建設費					八幡団地1～3棟修繕工事 設計業務	297,000
						室内配線修繕工事	3,201,000
						寺頭団地防護柵設置工事	1,999,800
						永田団地B棟駐車場舗装工事	4,208,600
						大神住宅改修工事設計業務	244,200
						古城住宅解体工事	4,644,000
						古城団地2棟改修工事	
						工事監理業務【H30繰越】	1,138,500
						内部分分改修工事【H30繰越】	37,435,200
						電気設備等改修工事【H30繰越】	8,357,760
						給排水設備等改修工事【H30繰越】	33,346,600
						古城団地3棟改修工事 監理業務【R2へ繰越】	0
						内部分分改修工事【R2へ繰越】	0
						電気設備等改修工事【R2へ繰越】	0
				給排水設備等改修工事【R2へ繰越】	0		
				古城団地4棟改修工事設計業務	3,230,700		
消防費	常備消防総務費 (消防本部・署) 常備消防総務費 (郷ノ浦支署)	5,724,000	5,632,000	0	92,000	呼吸器用高圧エアークンプレッサ購入	5,632,000
		47,259,710	37,180,000	9,003,960	1,075,750	郷ノ浦支庁舎非常用電源装置設置工事	0
		91,980,000	67,418,164	20,350,000	4,211,836	消防ポンプ自動車(CD-I型)購入 小型動力消防ポンプ3台購入	37,180,000 6,117,120

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
消防費	消防施設費					耐震性貯水槽（40m型現場打ちRC）設置工事 831,600	
						測量設計業務（4基分） 1,058,400	
						設計監理業務（5基分） 20,032,100	
						防火水槽新設工事（3基分） 0	
						防火水槽新設工事（2基分）【R2へ繰越】 117,244	
						土地購入費（3基分） 138,240	
教育費	事務局費	100,042,016	100,042,016	0	0	芦辺地区第1分団格納庫新築工事 測量業務 138,240 監理業務 990,000 施設整備工事 35,269,300 施設整備工事【R2繰越】 0 解体工事 2,864,160	
						学校施設整備基金積立金 100,042,016	
	教育指導費	25,440,000	23,080,728	0	2,359,272	0	いきっこ留学制度情報発信事業 3,998,500
							香岐高校離島留学生ホームステイ費補助金 12,080,000
	小学校管理費						いきっこ留学補助金 5,028,738
		740,014,880	673,128,243	34,792,000	32,094,637	0	香岐高校離島留学生交通費補助金 1,973,490
							小学校施設空調設備設置工事【H30繰越】 5,295,500
							監理業務 5,295,500 設備等整備工事 292,249,080
							小学校施設ブロック塀安全対策事業【H30繰越】 調査業務 2,400,183

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
教育費	小学校管理費					監理業務	1,003,200
						施設整備等改修工事	100,970,100
						芦辺小学校屋内運動場改築工事【H30繰越】	
						監理業務	7,020,000
						施設整備工事	162,601,880
						田河小学校特別支援教室スロープ設置事業【H30繰越】	
						備品購入費（階段昇降機）	1,479,600
						箱崎小学校屋内運動場外壁及び屋根改修工事	37,022,700
						箱崎小学校グラウンド改修工事【R2へ繰越】	13,000,000
						筒城小学校屋内運動場床改修工事	34,386,000
						瀬戸小学校屋内運動場床等改修工事	13,900,000
						旧長島分校屋内運動場解体工事【R2へ繰越】	0
						旧長島分校防風柵設置工事【R2へ繰越】	1,800,000
			中学校管理費	846,760,000	745,874,583	72,591,000	28,294,417
						監理業務	1,186,600
						設備等整備工事	72,286,560
						中学校施設ブロック塀安全対策事業【H30繰越】	
						調査業務	636,783
						監理業務	133,760
						施設整備等改修工事	15,169,000
						芦辺中学校校舎改築及び改修事業【H30繰越】	
						監理業務	12,876,500

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明		
				翌年度へ 繰越額	不用額			
教育費	中学校管理費					施設整備工事	618,275,080	
						芦辺中学校テニスコート整備工事	15,194,300	
						旧芦辺中学校校舎解体工事 設計	2,816,000	
						施設解体工事【R2へ繰越】	0	
						旧沼津中学校屋内運動場解体工事【R2へ繰越】	7,300,000	
	幼稚園費		43,056,000	28,340,534	0	14,715,466	幼稚園施設空調設備設置工事【H30繰越】	
							監理業務	451,500
							設備等整備工事	18,821,160
							幼稚園施設ブロック塀安全対策事業【H30繰越】	
							調査業務	195,934
	社会教育総務費		1,122,000	1,122,000	0	0	監理業務	200,640
							施設設備等改修工事	8,671,300
							市地域婦人会連絡協議会補助金	1,122,000
	文化振興費		2,302,000	1,840,326	0	461,674	宮崎市文化団体協議会補助金	802,000
							優秀芸術招聘事業・日韓国際交流事業補助金	1,038,326
青少年育成費		9,944,000	8,573,700	0	1,370,300	青少年劇場開催負担金	445,500	
						各種青少年スポーツ大会補助金	5,982,000	
						青少年健全育成連絡協議会補助金	1,344,000	
						子ども夢プラン応援補助金	802,200	
生涯学習推進費		3,600,000	3,469,981	0	130,019	放課後子ども教室推進事業委託費	2,869,981	
						タフ事業推進補助金	600,000	

令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	宍岐島開発総合セ ンター管理費	128,218,000	121,883,300	0	6,334,700	宍岐島開発総合セ ンター【H30繰越】 監理業務 耐震改修工事 3,217,500 118,665,800
		59,683,000	52,263,682	0	7,419,318	宍岐神楽保存会補助金 指定文化財保護管理費補助金 島内文化財資料活用展示公開事業 市内遺跡発掘調査等 出土資料再整理事業 国指定重要文化財保存修理事業 136,000 604,000 20,335,384 24,850,608 2,648,800 3,688,890
	一 支国博物館管理 費	100,498,000	98,875,610	0	1,622,390	一 支国博物館指定管理業務 一 支国博物館システム保守 一 支国博物館活用推進事業 一 支国博物館開館10周年記念事業 一 支国博物館情報発信強化対策事業 50,888,000 2,593,000 38,000,000 4,394,910 2,999,700
		7,538,000	7,538,000	0	0	宍岐体育協会補助金 7,538,000
	大谷公園・体育館 管理費	13,024,000	11,412,320	0	1,611,680	大谷公園下水道接続工事 設計業務 監理業務 下水道接続工事 960,120 207,900 10,244,300
		16,516,000	15,914,800	0	601,200	査定設計書作成業務 地質調査 6,903,600 9,011,200



令和元年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
災害復旧 費	農地及び農業用施設 災害復旧事業費 (過年災)	182,183,000	7,399,000	173,783,000	1,001,000	災害復旧工事【R2へ繰越】 0 災害復旧事業補助金 7,399,000
	農地及び農業用施設 災害復旧事業費 (過年災)	528,910,000	515,300,400	0	13,609,600	災害復旧工事【H30繰越】 515,300,400
	公共土木施設災害 復旧事業	489,300,000	329,995,040	44,300,000	115,004,960	公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害復旧工事(現年災補助)【H30繰越】 102,218,200 公共土木施設災害復旧工事(過年災補助)【H30繰越】 167,083,380 公共土木施設災害復旧工事(現年災補助)【R2へ繰越】 0 公共土木施設災害復旧工事(過年災単独)【H30繰越】 60,693,460

令和元年度における主要施策の成果説明書

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
国民健康 保険事業	特定健康診査等 事業費	35,313,000	31,423,755	0	3,889,245	健康診査 31,423,755
介護保 険事業	介護予防・生活 支援サービス事 業費	167,760,000	126,479,519	0	41,280,481	介護予防配食サービス事業 15,708,900 介護予防・生活支援サービス負担金 110,770,619
	介護予防ケアマ ネジメント事業 費	21,516,000	17,593,450	0	3,922,550	介護予防ケアマネジメントプラン負担金 17,593,450
下水道 事業	包括的支援事業 費	16,377,000	14,209,300	0	2,167,700	相談事業 14,209,300
	任意事業費	15,840,000	15,558,900	0	281,100	介護予防配食サービス事業（介護認定者） 15,558,900
下水道 事業	公共下水道事業	98,922,060	97,280,640	0	1,641,420	公共下水道建設工事（補助） 下水道管渠埋設工事に伴う建物事前調査業務（大谷地区） 香岐市公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務（その2） 1,499,300 9,757,000
						中央処理区（大谷地区）汚水管布設工事（1-1）工区 17,375,600
						中央処理区（志原地区）汚水管布設工事（1-2）工区 10,775,600
						中央処理区（古城地区1）汚水管理設部路面本復旧工事 17,213,900
						中央処理区（古城地区2）汚水管理設部路面本復旧工事 20,238,900
						中央処理区（大谷地区）汚水管布設工事（30-1）工区【H30繰越】 20,048,760
						公共下水道建設工事（起債） 317,000
						中央処理区（大谷地区）汚水管布設工事（30-1）工区【H30繰越】 11,680
						公共下水道建設工事（単独） 42,900
						中央処理区（大谷地区）汚水管布設工事（30-1）工区 11,680
						中央処理区（大谷地区）汚水管布設工事（1-1）工区 42,900
	漁業集 落排水 整備 事業	漁業集落排水整 備事業	24,971,000	24,965,400	0	5,600
						市道芦辺浦中央線汚水管理設部路面本復旧工事 13,598,200
						県道湯ノ本芦辺線他汚水管理設部石張復旧工事【H30繰越】 1,792,800
						芦辺地区汚水管布設工事【H30繰越】

【参考資料】

令和元年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）  
が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	198,881 千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	3,771,814 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	904,909	657,126	0	0	47,714	200,069
	高齢者福祉事業	96,723	0	0	18,763	5,100	72,860
	児童福祉事業	62,738	33,997	0	7,500	3,308	17,933
	母子福祉事業	4,965	900	0	0	262	3,803
	生活保護扶助事業	748,868	527,842	0	702	39,487	180,837
	小計	1,818,203	1,219,865	0	26,965	95,871	475,502
社会保険	介護保険事業	526,935	25,370	0	21,204	27,784	452,577
	国民健康保険事業	278,596	148,888	0	0	14,690	115,018
	小計	805,531	174,258	0	21,204	42,474	567,595
保健衛生	高齢者医療事業	533,969	87,836	0	7,039	28,155	410,939
	疾病予防対策事業	114,730	6,215	0	52,706	6,049	49,760
	医療提供体制確保事業	499,381	0	0	0	26,332	473,049
	小計	1,148,080	94,051	0	59,745	60,536	933,748
合計	3,771,814	1,488,174	0	107,914	198,881	1,976,845	